

- 四 第1第四号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第2(イ)欄に掲げる数値
- 五 第1第五号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第3(イ)欄に掲げる数値
- 六 第1第六号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第4(イ)欄に掲げる数値
- 七 第1第七号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第5(イ)欄に掲げる数値
- 八 第1第八号に定める軸組にあつては、0.6
- 九 第1第九号から第十一号に定める軸組にあつては、併用する壁又は筋かいを設け又は入れた軸組の第一号から第八号まで又は令第46条第4項表1の倍率の欄に掲げるそれぞれの数値の和（当該数値の和が5を超える場合は5）
- 十 第1第十号に定める軸組にあつては、当該軸組について国土交通大臣が定めた数値

別表第1

	(イ) 材 料	(ロ) くぎ打の方法		(ハ) 倍率		
		くぎの種類	くぎの間隔			
(1)	構造用合板（構造用合板の日本農林規格（昭和51年農林省告示第894号）に規定するもの（屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁（以下「屋外壁等」という。）に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが5ミリメートル（屋外壁等においては、表面単板をフェノール樹脂加工した場合又はこれと同等以上の安全上必要な耐候措置を講じた場合を除き、7.5ミリメートル）以上のものに限る。）	N50	15センチメートル以下	2.5		
(2)	パーティクルボード（JIS A5908-1994（パーティクルボード）に適合するもの（曲げ強さによる区分が8タイプのものを除く。）で厚さが12ミリメートル以上のものに限る。）又は構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格（昭和62年農林水産省告示第360号）に規定するものに限る。）					
(3)	ハードボード（JIS A5907-1977（硬質繊維板）に定める450又は350で厚さが5ミリメートル以上のものに限る。）					
(4)	硬質木片セメント板（JIS A5417-1985（木片セメント板）に定める0.9Cで厚さが12ミリメートル以上のものに限る。）	GNF40 又は GNC40		15センチメートル以下	2	
(5)	炭酸マグネシウム板（JIS A6701-1983（炭酸マグネシウム板）に適合するもので厚さ12ミリメートル以上のものに限る。）					
(6)	パルプセメント板（JIS A5414-1988（パルプセメント板）に適合するもので厚さが8ミリメートル以上のものに限る。）				1.5	
(7)	構造用せつこうボードA種（JIS A6901-2005（せつこうボード製品）に定める構造用せつこうボードA種で厚さが12ミリメートル以上のものに限る。）（屋外壁等以外に用いる場合に限る。）					1.7
(8)	構造用せつこうボードB種（JIS A6901-2005（せつこうボード製品）に定める構造用せつこうボードB種で厚さが12ミリメートル以上のものに限る。）（屋外壁等以外に用いる場合に限る。）					
(9)	せつこうボード（JIS A6901-2005（せつこうボード製品）に定めるせつこうボードで厚さが12ミリメートル以上のものに限る。）（屋外壁等以外に用いる場合に限る。）又は強化せつこうボード（JIS A6901-2005（せつこうボード製品）に定める強化せつこうボードで厚さが12ミリメートル以上のものに限る。）（屋外壁等以外に用いる場合に限る。）	0.9				

(10)	シーリングボード (JIS A5905-1979 (軟質繊維板) に定めるシーリングインシュレーションボードで厚さが12ミリメートル以上のものに限る。)	SN40	一枚の壁材につき外周部分は10センチメートル以下, その他の部分は20センチメートル以下	1
(11)	ラスシート (JIS A5524-1977 (ラスシート (角波亜鉛鉄板ラス)) に定めるもののうち角波亜鉛鉄板の厚さが0.4ミリメートル以上, メタルラスの厚さが0.6ミリメートル以上のものに限る。)	N38	15センチメートル以下	
<p>1 この表において, N38, N50, GNF40, GNC40及びSN40は, それぞれ JIS A5508-2005 (くぎ) に定める N38, N50, GNF40, GNC40及びSN40又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。</p> <p>2 表中(イ)欄に掲げる材料を地面から1メートル以内の部分に用いる場合には, 必要に応じて防腐措置及びしろありその他の虫による害を防ぐための措置を講ずるものとする。</p>				

別表第2

	(イ) 材 料	(ロ) くぎ打の方法		(ハ) 第1第3号に定める軸組に係る倍率	(ニ) 第1第4号に定める軸組に係る倍率
		くぎの種類	くぎの間隔		
(1)	構造用合板 (構造用合板の日本農林規格に適合するもの(屋外壁等に用いる場合は特類に限る。))で, 厚さが7.5ミリメートル以上のものに限る。)	N50	15センチメートル以下	2.5	1.5
(2)	パーティクルボード (JIS A5908-1994 (パーティクルボード) に適合するもの (曲げ強さによる区分が8タイプであるものを除く。))で厚さが12ミリメートル以上のものに限る。) 又は構造用パネル (構造用パネルの日本農林規格 (昭和62年農林水産省告示第360号) に規定するものに限る。)				
(3)	せつこうラスボード (JIS A6906-1983 (せつこうラスボード) に適合するもので厚さが9ミリメートル以上のものに限る。)	GNF32又は GNC32		1.5	1.0
(4)	構造用せつこうボードA種 (JIS A6901-2005 (せつこうボード製品) に定める構造用せつこうボードA種で厚さが12ミリメートル以上のものに限る。)(屋外壁等に用いる場合に限る。)	第1第三号による場合はGNF40又はGNC40, 第1第四号による場合はGNF32又はGNC32		1.5	0.8
(5)	構造用せつこうボードB種 (JIS A6901-2005 (せつこうボード製品) に定める構造用せつこうボードB種で厚さが12ミリメートル以上のものに限る。)(屋外壁等に用いる場合に限る。)			1.3	0.7
(6)	せつこうボード (JIS A6901-2005 (せつこうボード製品) に定めるせつこうボードで厚さが12ミリメートル以上のものに限る。)(屋外壁等に用いる場合に限る。)			1.0	0.5
	強化せつこうボード (JIS A6901-2005 (せつこうボード製品) に定める強化せつこうボードで厚さが12ミリメートル以上のものに限る。)(屋外壁等以外に用いる場合に限る。)				

表3.3-1 土塗壁等とその倍率

壁の種類	倍率
土塗壁	1.0, 1.5
面格子壁	0.6, 0.9, 1.0
落とし込み板壁	0.6

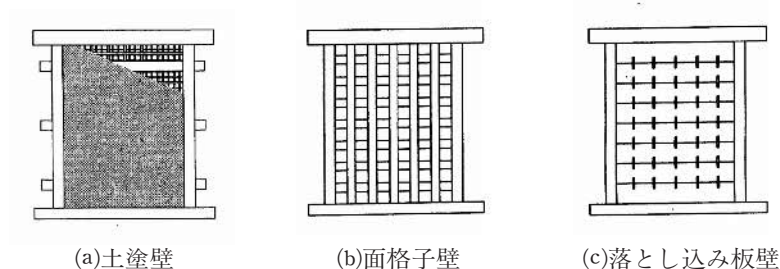


図3.3-10 土塗壁等の概要

の含水率及びだば相互の間隔等) について制限が設けられている。なお、本告示に規定された内容に関する技術的な解説については、日本住宅・木材技術センター「土塗壁・面格子壁・落とし込み板壁の壁倍率に係る技術解説書」が参考となる。

また、労働安全衛生法施行令の一部改正により、石綿含有建材の製造や使用等が原則禁止となることを踏まえ、平成16年以降は、JIS A5403(石綿スレート)－1989に定めるフレキシブル板、石綿パーライト板及び石綿けい酸カルシウム板が軸組を構成する材料から削除されている。

告示 平12建告第1352号

(最終改正 平成19年9月27日国土交通省告示第1227号) (注1)

木造建築物の軸組の設置の基準を定める件

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第46条第4項の規定に基づき、木造建築物の軸組の設置の基準を次のように定める。

建築基準法施行令(以下「令」という。)第46条第4項に規定する木造建築物においては、次に定める基準に従って軸組を設置しなければならない。ただし、令第82条の6第二号ロに定めるところにより構造計算を行い、各階につき、張り間方向及びけた行方向の偏心率が0.3以下であることを確認した場合においては、この限りでない。

- 一 各階につき、建築物の張り間方向にあってはけた行方向の、けた行方向にあっては張り間方向の両端からそれぞれ4分の1の部分(以下「側端部分」という。)について、令第46条第4項の表一の数値に側端部分の軸組の長さを乗じた数値の和(以下「存在壁量」という。)及び同項の表二の数値に側端部分の床面積(その階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合においては、平成12年建設省告示第1351号に規定する数値を加えた数値とする。)を乗じた数値(以下「必要壁量」という。)を求めること。この場合において、階数については、建築物全体の階数にかかわらず、側端部分ごとに独立して計算するものとする。
- 二 各側端部分のそれぞれについて、存在壁量を必要壁量で除した数値(以下「壁量充足率」という。)を求め、建築物の各階における張り間方向及びけた行方向双方ごとに、壁量充足率の小さい方を壁量充足率の大きい方で除した数値(次号において「壁率比」という。)を求めること。
- 三 前号の壁率比がいずれも0.5以上であることを確かめること。ただし、前号の規定により算出し

かつ、軒の高さが9メートル以下の建築物の部分で、鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによつて補強され、かつ、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたものについては、適用しない。

- 2 高さが4メートル以下で、かつ、延べ面積が20平方メートル以内の建築物については、この節の規定中第55条第2項及び第56条の規定は、適用しない。
- 3 構造耐力上主要な部分でない間仕切壁で高さが2メートル以下のものについては、この節の規定中第52条及び第55条第5項の規定に限り適用する。
- 4 れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造の建築物（高さ13メートル又は軒の高さが9メートルを超えるものに限る。）又は組積造と木造その他の構造とを併用する建築物（高さ13メートル又は軒の高さが9メートルを超えるものに限る。）については、この節の規定中第59条の2に限り適用する。

(1) 組積造は、地震のない国において、れんが又は石等の比較的大きな圧縮強度に期待して発達した構造である。地震の多い我が国では、過去に幾多の地震被害例があり、現在では、ごく小規模あるいは特殊な用途に使われている。

本節の規定は、組積造の部分に適用されるもので、木造等の組積造以外の構造の一部に設ける組積造の部分についても適用される。本節の規定を適用除外とするためには、鉄筋・鉄骨等で補強し、応力の伝達等の挙動を明確にした上で、かつ、大臣が定める構造計算（(3)参照）によって安全性を確かめることが条件となっている。

法第20条第三号の規定により、高さ13m又は軒高9mを超えるものについては、構造計算により安全性を確かめなければならない。第1項ただし書の規定による補強の方法は、令第59条の2の規定に基づき大臣が定める構造方法によることとなる（3.4.9参照）。

(2) 第2項により、高さ4m以下、かつ、延べ面積20m²以内の小規模な建築物の場合は、壁の厚さ、臥梁の規定を適用から除外している。また、第3項により、間仕切壁で高さ2m以下のものは、地震力に対して自立し得る程度の耐力を確保するにとどめ、施工方法、基礎の構造、壁の厚さの規定に限り適用することとしている。

告示 平12建告第1353号

（最終改正 平成19年9月27日国土交通省告示第1228号）（注1）

**補強された組積造の建築物の部分等の構造耐力上の安全性を
確かめるための構造計算の基準を定める件**

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第51条第1項ただし書の規定に基づき、補強された組積造の建築物の部分等の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第51条第1項ただし書に規定する鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートで補強された組積造の建築物の部分等の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、令第82条各号及び令第82条の4に定めるところによる構造計算を行うこととする。

(3) 平12建告第1353号は、令第51条第1項ただし書の規定に基づき、補強された組積造の安全性を確かめるための構造計算の基準を定めたものである。

3.6.4 柱の脚部（令第66条）

政 令 第66条

（柱の脚部）

第66条 構造耐力上主要な部分である柱の脚部は、国土交通大臣が定める基準に従ったアンカーボルトによる緊結その他の構造方法により基礎に緊結しなければならない。ただし、滑節構造である場合においては、この限りでない。

- (1) 本条は柱の脚部について大臣が定める構造方法により基礎に緊結すべきことを規定している（(2)参照）。平成7年の兵庫県南部地震において柱脚の不適切な設計・施工を原因とする被害が数多く発生し、中には倒壊、大破等の大きな被害に至ったものもあることから、一層の安全性の確保の観点より、構造方法の詳細を定めることとされている。この規定は、ローラー支承によるものなど滑節構造とした場合は適用されない。

告 示 平12建告第1456号

（最終改正 平成19年9月27日国土交通省告示第1229号）（注1）

鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第66条の規定に基づき、鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を次のように定める。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第66条に規定する鉄骨造の柱の脚部は、次の各号のいずれかに定める構造方法により基礎に緊結しなければならない。ただし、第一号（ロ及びハを除く。）、第二号（ハを除く。）及び第三号の規定は、令第82条第一号から第三号までに規定する構造計算を行った場合においては、適用しない。

- 一 露出形式柱脚にあっては、次に適合するものであること。
 - イ アンカーボルトが、当該柱の中心に対して均等に配置されていること。
 - ロ アンカーボルトには座金を用い、ナット部分の溶接、ナットの二重使用その他これらと同等以上の効力を有する戻り止めを施したものであること。
 - ハ アンカーボルトの基礎に対する定着長さがアンカーボルトの径の20倍以上であり、かつ、その先端をかぎ状に折り曲げるか又は定着金物を設けたものであること。ただし、アンカーボルトの付着力を考慮してアンカーボルトの抜け出し及びコンクリートの破壊が生じないことが確かめられた場合においては、この限りでない。
- ニ 柱の最下端の断面積に対するアンカーボルトの全断面積の割合が20パーセント以上であること。
- ホ 鉄骨柱のベースプレートの厚さをアンカーボルトの径の1.3倍以上としたものであること。
- ヘ アンカーボルト孔の径を当該アンカーボルトの径に5ミリメートルを加えた数値以下の数値とし、かつ、縁端距離（当該アンカーボルトの中心軸からベースプレートの縁端部までの距離のうち最短のものをいう。以下同じ。）を次の表に掲げるアンカーボルトの径及びベースプレートの縁端部の種類に応じてそれぞれ次の表に定める数値以上の数値としたものであること。

アンカーボルトの径 (単位 ミリメートル)	縁端距離 (単位 ミリメートル)	
	せん断縁又は手動ガス切断縁	圧延縁, 自動ガス切断縁, のこ引き縁 又は機械仕上げ縁等
10以下の場合	18	16
10を超え12以下の場合	22	18
12を超え16以下の場合	28	22
16を超え20以下の場合	34	26
20を超え22以下の場合	38	28
22を超え24以下の場合	44	32
24を超え27以下の場合	49	36
27を超え30以下の場合	54	40
30を超える場合	$\frac{9d}{5}$	$\frac{4d}{3}$

この表において、 d は、アンカーボルトの径(単位 ミリメートル)を表すものとする。

二 根巻き形式柱脚にあっては、次に適合するものであること。

イ 根巻き部分(鉄骨の柱の脚部において鉄筋コンクリートで覆われた部分をいう。以下同じ。)の高さは、柱幅(張り間方向及びびけた行方向の柱の見付け幅のうち大きい方をいう。第三号イ及びハにおいて同じ。)の2.5倍以上であること。

ロ 根巻き部分の鉄筋コンクリートの主筋(以下「立上り主筋」という。)は4本以上とし、その頂部をかぎ状に折り曲げたものであること。この場合において、立上り主筋の定着長さは、定着位置と鉄筋の種類に応じて次の表に掲げる数値を鉄筋の径に乗じて得た数値以上の数値としなければならない。ただし、その付着力を考慮してこれと同等以上の定着効果を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

定着位置	鉄筋の種類	
	異形鉄筋	丸鋼
根巻き部分	25	35
基礎	40	50

ハ 根巻き部分に令第77条第二号及び第三号に規定する帯筋を配置したものであること。ただし、令第三章第八節第一款の二に規定する保有水平耐力計算を行った場合においては、この限りでない。

三 埋込み形式柱脚にあっては、次に適合するものであること。

イ コンクリートへの柱の埋込み部分の深さが柱幅の2倍以上であること。

ロ 側柱又は隅柱の柱脚にあっては、径9ミリメートル以上のU字形の補強筋その他これに類するものにより補強されていること。

ハ 埋込み部分の鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが鉄骨の柱幅以上であること。

(2) 平12建告第1456号は、令第66条の規定に基づき鉄骨造の柱の脚部の構造方法を定めたものである。具体的には、露出形式柱脚、根巻き形式柱脚及び埋込み形式柱脚の仕様が規定されている。これらの規定の大部分は許容応力度計算を行うことで適用除外とすることができるが、第一号口のアンカーボルトの戻り止めについては省略できない。また、第二号ハの根巻き部分の帯筋に関する規定は、令第77条がそうであるように、保有水平耐力計算を行った場合に限り適用を除外で

クリート造及びそれらのプレキャストコンクリート造の鉄筋の溶接継手に適用する。

第2 継手性能の分類

1の1の第2の2にいうA級継手とする。

第3 継手性能の判定

継手性能の判定は、継手単体の試験による。

(1) JIS G3112の9 試験に定められた引張試験を行い、以下の(a)~(c)の条件を満足すること。

(a) 降伏点強度

$$\sigma_y \geq \sigma_{y0}$$

ここで、 σ_y ：接合鉄筋の降伏点強度

σ_{y0} ：母材の規格降伏点強度

(b) 引張り強度

$$\sigma_b \geq 1.35\sigma_{y0} \text{ 又は } \sigma_{b0}$$

ここで、 σ_b ：接合鉄筋の引張り強度

σ_{b0} ：母材の規格引張り強度

(c) 接合鉄筋の破断は母材部分で生じること。

(2) 一方向繰返し試験を行い、接合鉄筋の破断は母材部分で生じることを確認すること。ここで、一方向繰返し試験は、以下の要領で行う。

① 引張り方向に応力 σ が σ_y の1.2倍以上 (又はひずみ ϵ が3%以上) になるまで載荷し、その時の応力を σ_c とし、応力 σ が $\sigma=0.05\sigma_{y0}$ になるまで除荷する。

② 応力 σ が $\sigma=0.05\sigma_{y0}$ と $\sigma=\sigma_c$ の間で、載荷と除荷を20回繰返し、その後、引張り破断させる。

(3) JIS G3112の5 機械的性質の「曲げ性」の規格を満足すること。ただし、曲げ角度は90度以上とする。

(4) プレキャストコンクリート造の接合部に継手を設ける場合の性能は、原則として実際の接合条件を再現する部材の試験結果を併用して判定する。

(5) 継手の判定に際しては、継手の品質管理基準、仕様書及び設計施工要領等によって推定される実際の構造物の継手の性能を考慮に入れる。

2. 鉄筋継手使用基準

第1 継手の使用の可否及び継手の有無による影響は、柱、はり、壁等の構造部材ごとに考える。

第2 継手の集中度による影響は、同じ目的のための鉄筋の断面積の50%以上を継ぐ全数継手と、50%未満を継ぐ半数継手の場合に分けて考える。

第3 ルート [1], [2-1], [2-2], [2-3] の方法で計算する場合又は平13国交告第1026号に沿う壁式構造の場合、使用してもよい継手種類、使用箇所及び集中度は表1による。ここで、ルート [1] の計算方法とは、建築基準法施行令第82条各号に基づき、許容応力度計算だけをするものであり、ルート [2-1], [2-2], [2-3] の計算方法は、それぞれ同施行令第82条の6及び第1791号第3第一号から第三号までによる場合である。

表1 継手の種類と使用の可否 (ルート [1], [2-1], [2-2], [2-3] 又は壁式構造に対して)

計算方法	使用箇所	SA級	A級	B級	C級
		全 半	全 半	全 半	全 半
a	・大ばりの中央域の主筋 ・小ばりの主筋及びスラブの引張り	○ ○	○ ○	△ △	△ △

		鉄筋				
ルート 1, 2-1, 2-2, 又は壁式構造	b	・柱とはりの材端域の主筋 ・壁ばりの主筋及び1階の耐力壁脚部の縦筋	○ ○	○ ○	△ ○	× △
	c	・その他の鉄筋	○ ○	○ ○	○ ○	△ ○
ルート 2-3	a	・大ばりの中央域の主筋 ・小ばりの主筋及びスラブの引張り鉄筋	○ ○	○ ○	△ △	△ △
	b	・柱とはりの材端域の主筋 ・壁ばりの主筋及び1階の耐力壁脚部の縦筋	○ ○	× ○	× ×	× ×
	c	・その他の鉄筋	○ ○	○ ○	○ ○	△ ○

(注) 表中の全と半は、それぞれ全数継手と半数継手を示し、○と×はそれぞれ継手の使用の可否を示す。また、△は剛性又は強度が足りない分鉄筋本数を増やすことにより使用する場合(鉄筋量を多くすれば当該継手を使用してもよい)。

第4 ルート 3の方法で計算する場合、使用してもよい継手種類、使用箇所、部材種別及び集中度は表2による。なお、ルート 3の計算方法とは、令第82条の3及び昭55建告第1792号による場合である。

表2 継手の種類と使用の可否（ルート 3の方法に対して）

計算方法	使用箇所	部材種別	SA級	A級	B級	C級	
			全 半	全 半	全 半	全 半	
ルート 3	a	・大ばりの中央域の主筋 ・小ばりの主筋及び引張り鉄筋		○ ○	○ ○	△ △	△ △
	b	・耐震設計上、降伏ヒンジが形成される材端域の主筋及び1階の耐力壁脚部の鉄筋	FA	○ ○	↓ ↓	↓ ↓	× ×
			FB	○ ○	↓ ○	↓ ↓	× ×
			FC	○ ○	○ ○	↓ ○	× ×
			FD	○ ○	○ ○	○ ○	× ×
			WA, WB	○ ○	○ ○	↓ ○	× ×
			WC, WD	○ ○	○ ○	○ ○	× ×
	c	・上記以外の材端域の主筋	FA	○ ○	○ ○	△ △	× ×
			FB	○ ○	○ ○	△ ○	× ×
			FC	○ ○	○ ○	○ ○	× ×
			FD	○ ○	○ ○	○ ○	× ×
			WA, WB	○ ○	○ ○	△ ○	△ △
			WC, WD	○ ○	○ ○	○ ○	△ △
	d	・その他の鉄筋	FA	○ ○	○ ○	△ ○	△ △
			FB	○ ○	○ ○	△ ○	△ △
FC			○ ○	○ ○	○ ○	△ ○	
FD			○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	
WA, WB			○ ○	○ ○	○ ○	△ ○	
WC, WD			○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	

(注) 表中の全と半は、それぞれ全数継手と半数継手を示し、○と×は、それぞれ継手の使用の可否を示す。また、△は剛性又は強度が足りない分、鉄筋本数を増やすことにより使用する場合(鉄筋量を多くすれば当該継手を使用してもよい)であり、↓は、○印のついている下位の部材種別と仮想して計算してある場合には、当該継手を使用してもよいことを示す。部材種別の記号、FA, FB, ……、WDは昭55建告第1792号第4に示されている部材種

ト以外の材料で部分的に補修する場合など、コンクリートそのものによるかぶり厚さが第1項で規定された数値より小さい場合であっても、十分に安全性・耐久性を確保することができる場合がある。第2項では、このような場合について、大臣が定める構造方法とするか、あるいは第1項と同等以上の性能を有することについて大臣の認定を受けることで、そのような構造方法を採用できることとしている。

告示 平13国交告第1372号

(最終改正 平成19年9月27日国土交通省告示第1233号) (注1)

令第79条第1項の規定を適用しないプレキャスト鉄筋コンクリート造の部材及び令第79条の3第1項の規定を適用しないプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリート造の部材の構造方法を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第79条第1項の規定（令第139条から令第142条までの規定において準用する場合を含む。）を適用しない鉄筋コンクリート造の部材及び令第79条の3第1項の規定（令第139条から令第141条までの規定において準用する場合を含む。）を適用しない鉄骨鉄筋コンクリート造の部材の構造方法は、次に定めるところによるものとする。

1・2 (略)

(3) 平13国交告第1372号は、令第79条第1項の規定に基づき、かぶり厚さの数値を低減できる部材の構造方法を定めている。本告示の対象としては下記の2種類が想定されている。

① 高度な品質管理を行うことができるプレキャストコンクリートによる部材（第1項）

② 補修材としてかぶり厚さに算入できるコンクリート以外の材料を用いる部材（第2項）

なお、本規定の対象としては、鉄筋コンクリート造だけでなく、鉄骨鉄筋コンクリート造の部材も含まれている。また、政令の規定を準用する工作物(3.12参照)にも、本規定は適用される。

以下に各項の構造方法について解説を加える。

1 令第79条第1項の規定を適用しないプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材及び令第79条の3第1項の規定を適用しないプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材は、次に掲げるものとする。

一 プレキャスト鉄筋コンクリート又はプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材で、地階を除く階数が三以下の建築物の基礎ぐい以外の部分又は擁壁に用いられるものであり、その構造が次のイからニまでに定める基準に適合しているもの又は当該基準と同等以上の耐久性を確保するために必要なタイル貼り、モルタル塗りその他の措置が講じられており、鉄筋に対するコンクリートの付着割裂についてニ(2)(i)から(iii)までに定めるいずれかの構造計算によって安全であることが確かめられたもの

イ コンクリートの設計基準強度が1平方ミリメートルにつき30ニュートン以上であること。

ロ コンクリートに使用するセメントの品質が日本工業規格（以下「JIS」という。）R5210（ポルトランドセメント）-2003に適合するものとし、単位セメント量が1立方メートルにつき300キログラム以上であること。

ハ 耐久性上支障のあるひび割れその他の損傷がないものであること。

ニ かぶり厚さが次に定める基準に適合していること。

(1) 耐力壁以外の間仕切壁の鉄筋に対するかぶり厚さにあつては、1センチメートル以上であること。

(2) 耐力壁以外の間仕切壁以外の部材にあっては、令第79条第1項に定めるかぶり厚さの数値（鉄骨鉄筋コンクリート造の鉄骨に対するかぶり厚さについては令第79条の3第1項に定める数値）であること。ただし、鉄筋に対するコンクリートの付着割裂について(i)から(iii)までに定めるいずれかの構造計算によって安全であることが確かめられた場合においては、プレキャスト鉄筋コンクリート造で造られた部材の鉄筋に対するかぶり厚さは耐力壁、柱又ははりにあっては2センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあっては3センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあっては捨コンクリートの部分を除いて4センチメートル以上、プレキャスト鉄骨鉄筋コンクリート造で造られた部材の鉄骨に対するかぶり厚さは4センチメートル以上とすることができる。

(i) 次に定める構造計算を行い安全であることが確かめられた場合

(一) 令第82条第一号から第三号までに規定する構造計算を行うこと。

(二) 鉄筋のコンクリートに対する付着部分に生ずる力を次の表に掲げる式によって計算し、当該部分に生ずる力が、それぞれ令第3章第8節第4款の規定による材料強度によって計算した当該部分の耐力を超えないことを確かめること。

荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	令第86条第2項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における場合	備考
積雪時	$G+P+1.4S$	$G+P+1.4S$	
暴風時	$G+P+1.6W$	$G+P+1.6W$	建築物の転倒、柱の引抜き等を検討する場合においては、 P については、建築物の実況に応じて積載荷重を減らした数値によるものとする。
		$G+P+0.35S+1.6W$	
地震時	$G+P+K$	$G+P+0.35S+K$	

この表において、 G 、 P 、 S 、 W 及び K は、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。

G 令第84条に規定する固定荷重によって生ずる力

P 令第85条に規定する積載荷重によって生ずる力

S 令第86条に規定する積雪荷重によって生ずる力

W 令第87条に規定する風圧力によって生ずる力

K 令第88条に規定する地震力によって生ずる力（標準せん断力係数を1.0以上とする。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該部材を含む階の靱性を適切に評価して計算をすることができる場合においては、標準せん断力係数を当該計算により得られた数値（当該数値が0.3未満のときは0.3）とすることができる。）

(ii) 令第81条第2項第一号ロに規定する構造計算を行った場合

(iii) 建築基準法第20条第一号の規定により国土交通大臣の認定を受けた場合

二 プレキャスト鉄筋コンクリートで造られた基礎ぐいで、その構造が次のいずれかに該当するもの

イ JIS A5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）-2004 附属書6 鉄筋コンクリートくい

ロ JIS A5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）-2004 附属書5 プレストレストコンクリートくい

ハ イ又はロと同等以上の品質を有するもの